

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年7月19日開催 生命保険協会]

1. 不適切事案を踏まえた対応について

- 金融庁においては、2024年3月から6月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、6月25日に、その報告書が公表された。
- 金融庁としても、有識者会議の議論等を踏まえ、必要な調査・分析を行い、制度・モニタリングの具体的な見直しについて、検討を進めていくので、貴協会及び会員各社におかれても、損害保険業界における議論を注視しつつ自らの商慣習を改めて点検していく等、更なる顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組みを検討していただきたい。

2. 保険モニタリングレポートについて

- 保険会社は、少子高齢化や金融市場の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の多角化に向けた取組みなどを通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。
- 金融庁は、こうした観点等から2023事務年度においてもモニタリングを行い、2024年7月3日、その結果を取りまとめた「2024年 保険モニタリングレポート」を公表した。
- 生命保険業界に関連するものとして、例えば
 - ・ 持続可能なビジネスモデル構築に向けた取組み
 - ・ 経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入
 - ・ 外貨建保険の募集管理等の強化などが記載されている。
- 2024事務年度においても様々な論点について意見交換させていただきたい

と考えているところ、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 現在パブリック・コメントに付されている「アセットオーナー・プリンシプル」について、その対象となりうるアセットオーナーの範囲は幅広く、その中には中小の企業年金や学校法人のほか、保険会社も含まれている。
- 生命保険会社の皆様には、今後、プリンシプルが最終化された暁には、その受入をご検討いただくとともに、企業年金の運営をサポートされる立場から、プリンシプルの普及にご協力をお願いしたい。

4. 商品審査の効率化への協力について

- 2023年11月の意見交換会において、商品審査の効率化に向けたご協力をお願いさせていただいた。その後、各保険会社の皆様との対話や意見交換の場を通じ、金融庁において、監督指針の解説や商品審査における注意点等を纏めた「商品認可申請に関する監督指針の解説および具体例」を作成し、2024年6月に共有させていただいている。
- 当該「監督指針の解説および具体例」も参考にいただき、各社における商品開発プロセスの更なる効率化が図られ、顧客にとって有益な保険商品が、よりタイムリーに提供されることを期待している。
- 今般の取組に感謝申し上げるとともに、金融庁としても、引き続き、商品審査の効率化に努めてまいりたい。

5. 保険商品審査事例集の公表について

- 2024年6月25日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されること等を目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたも

ので、半期に一度公表している。

- 今回の公表では、顧客の利便性を高めつつも、保険業法等の趣旨を踏まえた商品開発を行う上で必要な対応について掲載している。各社におかれては、本事例集も参考にさせていただき、顧客の需要及び利便に適合する優良な商品開発を引き続き行っていただきたい。

(参考)「保険商品審査事例集」抜粋

(事例) 住宅ローン融資におけるペアローン付帯団体信用生命保険の連生被保険者の取扱いについて (生保)

団体信用生命保険において、住宅ローン債務に対する持分を有さない連帯保証人を被保険者とするとは認められていないが、同一物件に対して複数の債務者(夫婦等)が同じ金融機関でそれぞれローン契約を行うペアローンにおいては、同一物件に対して各々が債務者となり、互いの連帯保証人として賦払債務を償還しており、どちらかに万が一のことがあった場合には生計の安定に影響を与えることとなる。

近年、住宅ローンにおいてペアローン利用者が増加している背景や、ペアローンにおける債務者と連帯保証人の関係は、現行の連帯債務者と同様、夫婦や親子等が想定されることから、既存の連生被保険者の関係を超えるものではないことを考慮し、個人向け住宅ローン融資に限定して現行の連帯債務者と同様、連生被保険者としての取扱いを認めることとした。

6. 令和6年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置要請について

- 令和6年7月9日から的大雨災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 係る大雨災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日(木)、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

7. 顧客本位の業務運営の確保について

○ 2024年7月5日に公表した「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」において課題提起した外貨建一時払保険の乗換販売等については、(モニタリング結果の公表を待つことなく、)課題改善に向けて、いち早く業界ガイドラインを改正し、業界全体で自律的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

○ 顧客の最善の利益を追求するに当たっては、顧客ニーズに適った良質な金融商品を組成した上で、その商品特性が活かされるように適切な想定顧客層に販売し、顧客にとって最良な付加価値を提供することが重要であり、そのためには製販一体で顧客本位に取り組むことが不可欠である。今般のモニタリングで認められた製販に跨る難しい課題について、業界全体で迅速に対応いただいたことは、「顧客本位の業務運営に関する原則」に則った顧客に寄り添った取組みであると考えている。

○ 他方、顧客本位の業務運営は、こうした業界の対応が営業現場において実践されることが何よりも重要である。

改正ガイドライン等を踏まえ、態勢改善に向けて取り組んでいただくとともに、募集人管理の観点からも、販売会社の態勢改善に向けた取組みを適切に支援いただきたい。また、生命保険協会においても、こうした取組みを支援していただくことを期待している。

○ 最後に、生命保険業免許を受けている保険会社は、保険契約者等の保護が求められ、国民から信頼される存在である必要がある。

経営陣がリーダーシップを発揮して、まず、健全なリスクカルチャーを醸成すること、そして第1線、第2線、第3線を全体として有効に機能させることにより、顧客利益を最優先とする取組みを着実に実行して頂きたい。

金融庁としても、そうした態勢改善に向けた取組みをモニタリングするとともに、必要に応じてサポートして参りたい。

8. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

9. 金融犯罪対策について

- 2024年6月、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。
- これを受け、2024年7月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからはFATF対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

10. 「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題(2024年6月の公表について)

- 2024年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後はFATF第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。

- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024年6月28日に公表した。
- 2024年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

11. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を2024年6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

12. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 2024年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等が閣議決定され

た。

○ 金融庁関連では、

- ・ 金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
- ・ N I S Aの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・ 非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
- ・ インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、

などの施策が盛り込まれている。

○ 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後、よろしくお願いしたい。

(以上)